

環境農林水産常任委員会会議録

平成29年7月19日

場 所 第4委員会室

平成29年 7 月 19 日 (水曜日)

午前10時 1 分開会

部 参 事 兼
環 境 森 林 課 長

大 西 祐 二

み や ざ き ス ギ
活 用 推 進 室 長

日 高 和 孝

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・第11回全国和牛能力共進会に向けた取組について
- ・平成29年の県内家畜飼養頭羽数について
- ・「口蹄疫メモリアルみやざき食のひなた祭り」の開催について
- ・公共工事の労務単価について
- ・東九州軸青果物輸送に向けたモーダルシフト加速化事業について
- ・主要農作物種子法の廃止について
- ・日EU・EPA交渉について

農政水産部

農 政 水 産 部 長

大 坪 篤 史

農 政 水 産 部 次 長
(総 括)

野 口 和 彦

農 政 水 産 部 次 長
(水 産 担 当)

成 原 淳 一

畜産新生推進局長

坊 菌 正 恒

農 政 企 画 課 長

酒 匂 重 久

新 農 業 戦 略 室 長

鈴 木 豪

農 業 連 携 推 進 課 長

山 本 泰 嗣

み や ざ き ブ ラ ン ド
推 進 室 長

外 山 直 一

農 業 経 営 支 援 課 長

牛 谷 良 夫

農 業 改 良 対 策 監

長 友 博 文

農 地 対 策 室 長

浜 田 真 郎

農 産 園 芸 課 長

土 屋 由 起 子

農 村 計 画 課 長

山 下 恭 史

畑かん営農推進室長

菓子野 利 浩

農 村 整 備 課 長

凶 師 郁 夫

水 産 政 策 課 長

毛 良 明 夫

漁業・資源管理室長

外 山 秀 樹

漁 村 振 興 課 長

田 中 宏 明

漁 港 漁 場 整 備 室 長

押 川 定 生

畜 産 振 興 課 長

花 田 広

家畜防疫対策課長

三 浦 博 幸

工 事 検 査 監

東 勇 一

総 合 農 業 試 験 場 長

甲 斐 典 男

県立農業大学校長

後 藤 俊 一

水 産 試 験 場 長

田 原 健

畜 産 試 験 場 長

久 保 田 和 弘

出席委員 (8 人)

委 員 長	後 藤 哲 朗
副 委 員 長	日 高 博 之
委 員	宮 原 義 久
委 員	濱 砂 守
委 員	山 下 博 三
委 員	高 橋 透
委 員	来 住 一 人
委 員	井 上 紀 代 子

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 次 長 (技 術 担 当)	福 満 和 徳
------------------------------	---------

事務局職員出席者

議事課長補佐 濱崎 俊一
議事課主任主事 八幡 光祐

○後藤委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○大坪農政水産部長 おはようございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、冒頭、御礼を申し上げます。今月の3日と7日に開催されました第11回全国和牛能力共進会県代表牛決定検査会におきましては、後藤委員長初め、多くの委員の皆様方に御出席賜りました。まことにありがとうございました。

私も参加をしましたが、生産者や参加者の皆さんの3連覇にかける熱い思いと本県のレベルの高さを感じまして、大きな手応えを実感したところでございます。9月の本番まであと1カ月半となりましたけれども、最後まで全力で頑張ってもらいますので、今後とも御支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日は、県参事の宮下が家族に不幸が

ございました、欠席をさせていただきました。何とぞ御了承ください。

それでは、座って説明をさせていただきます。

まず、委員会資料を1枚開いていただきまして、目次をごらんください。

本日、農政水産部からは報告事項が、第11回全国和牛能力共進会に向けた取り組みについてなど7項目でございます。

それから、一番下の日EU・EPA交渉につきましては、環境森林部と合同で報告をさせていただきます。

詳細につきましては、関係課長、室長から御説明しますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○花田畜産振興課長 畜産振興課でございます。常任委員会資料の1ページをお開きください。

第11回全国和牛能力共進会宮城大会に向けた取り組みについて御報告いたします。

まず、1の概要ですが、御案内のことも多うございますけれども、公益社団法人全国和牛登録協会が主催し、5年に一度、全国の優秀な和牛を一堂に集め、種雄牛・雌牛の改良の成果を競う種牛の部と肉質を競う肉牛の部の合わせて9つの区分において優劣を競う品評会でございます。

その開催規模の大きさや、審査成績が各都道府県のブランド確立を左右することから、和牛関係者の威信をかけた大会であり、本県は平成19年の鳥取大会、前回24年の長崎大会で日本一2連覇を達成しており、今大会は3連覇がかかる重要な大会でございます。

なお、今大会は、仙台市の夢メッセみやぎ等で開催され、39道府県から513頭の出品が予定されております。

次に、2の今年度の主な取り組みとしましては、(1)の県代表牛決定検査に出品する候補牛の選抜にありますとおり、種牛の部では、県内7地域において5月に地域代表牛、計89頭を選抜するとともに、肉牛の部では、農家巡回等の調査結果を踏まえまして、6月17日に肉牛選定会議を開催し、40頭の候補牛を選抜いたしました。

それらを一堂に会して、(2)の県代表牛決定検査会を7月3日、6日、7日に開催し、本県代表牛28頭を選抜したところであり、その詳細につきましては、右側の2ページ、(1)に掲載しております。

加えまして、下のほうの(2)復興特別出品区として、高鍋農業高校からも1頭出品することになっております。

最後になります。左側、1ページの下3に大会の主なスケジュールを記載しておりますが、9月3日に種牛が本県を出発し、5日に会場搬入となっております。7日には、開会式と高校の部の審査が行われ、各区ごとの審査等を経まして、9日の4区を皮切りに、10日にかけて全ての出品区の等級序列の決定が行われ、11日の最終日に閉会式が行われる予定となっております。

いよいよ残すところ2カ月を切りまして、県といたしましても、生産者、関係団体等、一体となって必ずや日本一3連覇を達成したいと考えております。

次に、3ページをお開きください。

今月7月4日になりますけれども、農林水産省より平成29年2月1日現在における全国の家畜飼養頭羽数調査結果が公表されましたので、その概要について御説明いたします。

まず、Iの本県の頭羽数につきましては、肉

用牛全体の飼養頭数は24万3,800頭で、前年に比べ200頭増加し、ようやく減少に歯どめがかかったところであります。

また、肉用牛のうち、繁殖雌牛頭数につきましては8万600頭で、前年に比べ1,800頭増加しております。

なお、この1,800頭の増加数は、都道府県別では全国第1位となっております、全国の増頭数9,200頭のうち、2割を本県が占める結果となったところであります。

次に、乳用牛につきましては、飼養頭数が1万3,700頭で前年に比べ100頭減少しておりますけれども、全国に比べ減少率は低くなっております。

また、豚につきましては84万6,700頭で、1万1,300頭の増となっております。

ブロイラーにつきましては、飼養羽数2,768万4,000羽で24万6,000羽の増、採卵鶏については410万8,000羽で、27万6,000羽増加したところであります。

右側4ページをごらんください。

IIに、全国の頭羽数の推移を記載しております。全国も本県と同様の傾向を示しており、頭羽数は乳用牛を除いて全て増加しております、これは、畜産物価格が全般的に好調であったこと等によるものと考えております。

一番下のIIIに、全国における本県の頭羽数の順位等を記載しておりますが、順位については大きな変動はなく、肉用牛が3位、繁殖雌牛が第2位、乳用牛が14位、豚が2位、ブロイラーが1位、採卵鶏が20位の位置づけとなっております。

今後とも、畜産新生推進プランに掲げた取り組みを計画的かつ着実に実施し、本県畜産の生産基盤の強化に努めてまいりたいと考えており

ます。

最後に、5ページをお開きください。

口蹄疫メモリアルみやざき食のひなた祭りの開催についてであります。

まず、1の開催の背景・目的ですが、平成22年に発生した口蹄疫で甚大な被害を受けた本県は、「忘れない そして前へ」を合い言葉に、「水平線の花火と音楽」を初め、多くの御支援をいただきながら、再生・復興に取り組んでまいりました。

そこで、引き続き、口蹄疫を風化させることなく、全国からの支援や豊かな食の恵みに感謝するイベントを今回開催することとしたところであります。

2の開催日時・場所につきましては、平成29年10月29日の日曜日に、宮崎市役所下の河川敷での開催を予定しております。

なお、当日は、神武大祭の2日目となっております。

3の実施主体につきましては、資料にございます宮崎県経済連を初め、10の構成団体による実行委員会を、今月5日に設立したところでございます。

4の実施内容案につきましては、表の1から4にありますとおり、4つのテーマで準備を進めております。

まず、1、「忘れない そして前へ」ということで、口蹄疫の経験を風化させないため、口蹄疫に関するパネル展示などを、2、「食の恵みをいただきます」につきましては、食への感謝を込めて、県産の農林水産物等のPR販売などを、3、「日本のひなた発信」では、宮崎のすばらしさを県民の皆様に再認識していただくために、宮崎が全国に誇れる県産品のPRなどを、4、「チーム宮崎の挑戦」につきましては、先ほど

申し上げました、全共宮城大会の成果報告などを計画しているところでございます。

説明は以上でございます。

○山下農村計画課長 農村計画課でございます。公共工事の労務単価について御報告させていただきます。

この報告につきましては、6月議会常任委員会で御審議いただきました議案第5号、第6号「工事請負契約の変更について」の労務単価の改定に係る追加の報告であります。

詳細の説明に入ります前に、訂正をさせていただきます。

前回、平均労務単価2万4,536円、平成28年度比3.4%増に係る説明を行いましたときに、労務単価につきまして、全国一律であるとの説明を行いました。公共工事の労務単価につきましては、農林水産省と国土交通省が全国調査を行い、都道府県別に単価を設定しており、宮崎県におきましても、その単価を使っております。訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

それでは、公共工事の労務単価について御説明をさせていただきます。常任委員会資料7ページをお開きください。

1の労務単価決定の概要についてであります。労務単価の仕組みですが、農林水産省及び国土交通省では、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を毎年10月に調査しております。その結果をもとに、翌年度の公共工事の積算に必要な公共工事設計労務単価を都道府県別に決定しており、県におきましても、その単価を採用しているところであります。

中ほど、枠囲みに工事の積算体系を表示しておりますが、労務単価は直接工事費の算定に用

いられており、公共工事の積算に必要な単価となっております。

次に、調査の方法であります。農林水産省及び国土交通省所管の直轄及び補助事業の公共工事のうち、10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を調査対象工事として、その中から無作為に調査実施工事を抽出しております。

平成28年10月の調査では、調査実施工事のうち宮崎県発注の工事件数は122件となっております。

調査の実施方法は、受注者が調査実施工事に従事した元請会社及び下請会社の労働者へ実際に支払われた賃金に基づき、調査票を作成します。

さらに、国が聞き取り調査を行いながら、調査票の記載内容を照合及び確認しまして、賃金の支払い実態を把握しております。

労務単価は、国が照合、確認した賃金を都道府県別、職種別に集計し、その集計結果をもとに決定しております。

8ページをごらんください。

労務単価の構成ですが、労務単価は基本給相当額、家族手当等の基準内手当、賞与等の臨時の給与、通勤定期の支給等の実物給与の4つで構成されており、時間外、休日及び深夜の労働についての割り増し賃金等は含まれておりません。

次に、2の労務単価の推移であります。

どの職種の労務単価も、ほぼ同様な推移をしておりましたので、今回は、宮崎県の普通作業員の推移について、過去15年間をグラフにしております。

また、東京都の普通作業員の労務単価の状況につきましても併記しております。

宮崎県の普通作業員の労務単価は年々減少し、

平成22年度には過去15年で最低となっておりますが、平成25年度から回復基調となっております。

次に、3の労務単価の改定に伴う対応であります。

旧労務単価を用いて積算した工事で、新労務単価決定後に契約を締結する工事について、新労務単価に基づく契約に変更するための協議を請求できるよう、国において特例措置を定めており、県においても、国と同様の取り扱いをしております。

本特例措置は、平成25年度から5年間、労務単価の改定のために実施されておりました。県においても、工事の受注者に対しまして、特例措置の周知と適切な賃金水準の確保をお願いしているところであります。

また、今回、農林振興局などの発注機関に文書を発出し、発注機関から工事の受注者に対しまして、技能労働者への適切な賃金水準の確保について、改めてお願いしたところであります。

農村計画課は、以上であります。

○山本農業連携推進課長 農業連携推進課です。

9ページをお開きください。

東九州軸青果物輸送に向けたモーダルシフト加速化事業について御説明します。

本事業は、関東や関西への県産青果物の安定輸送体制を確立するため、北九州まで開通しました東九州自動車道の活用による新たな海上輸送ルートの開発や効率的な中山間地域の物流ネットワークの構築を目指すものです。

まず、9ページ下段の参考のところをごらんください。

青果物の輸送の現状は、青果物の出荷取扱量29万トンのうち7割に当たります19万トンを県外に出荷しております。J A経済連の実績では、

トラックやカーフェリーでの輸送が9割を占めております。しかしながら、トラック輸送につきましては、厚生労働省がトラック事業者に対する労務環境改善指導を強化したということもありまして、トラックでの輸送は、これまでのように、収穫翌日に関東の市場に到着することが難しくなっております。

また、本県には、フェリーと2隻のRORO船がございますが、冷蔵に必要な電源数や運航スケジュールなどから、青果物の輸送に対応できるのはカーフェリーのみとなっております。

このため、カーフェリーに青果物が集中しており、出荷最盛期、11月から5月になりますけれども、この間は、乗船申込台数の約3割、年間約2万トンになりますけれども、その青果物が乗船できないという状況が発生しております。

このため、10ページの上の東九州軸新ルート構築促進事業では、電源数や首都圏の市場の開場日を考慮しまして、夕方の産地出発でも乗船時間に間に合います、大分―清水間のRORO船の活用や、関東方面への上り荷に余裕のあります、志布志―東京間のRORO船など、県外の海上輸送手段を利用した幹線輸送試験を行いまして、カーフェリー輸送を補完する新たな東九州軸の輸送ルートを構築したいと考えております。

その下の中山間地域型モーダルシフト促進事業につきましては、高齢化などにより、日向市のJA選果場などへの出荷が困難になっております。椎葉村尾向地区の農業を支援するため、上椎葉と日向を結ぶ路線バスを活用しまして、右図のとおり、宅配事業者による庭先集荷と乗り合いバスの連携により、貨客混載輸送試験を実施するものでございます。

参考の下段のほうにございますとおり、9月

からバス事業者が貨物自動車運送事業許可を取得した場合には、350キロ以上の積載を認めるなどの規制緩和がなされることとなっております。本取り組みが中山間地域の有効な農林業の振興策となりますよう、しっかりと検証を進めていきたいと考えております。

農業連携推進課は以上でございます。

○土屋農産園芸課長 農産園芸課でございます。

11ページをお開きください。

主要農作物種子法の廃止について御説明いたします。

まず、1の(1)法の概要でございますが、この法律は食糧増産が国家的課題であった昭和27年に制定されたもので、稲、麦、大豆について、全ての都道府県に原種の生産や普及すべき優良な品種を決定するための試験などを義務づけるものでございます。

(2)の県の役割につきましては、右側12ページのポンチ絵で説明いたします。

種子法につきましては、国や県が開発しました品種の中から、試験により奨励品種を決定し、奨励品種に採用されたものにつきまして、原原種や原種の生産、そして種子生産にかかわる圃場審査の実施などを義務づけるものでございます。

オレンジ色の囲みが県の役割となっております。

左側のページにお戻りいただきまして、2の法廃止の理由等でございます。

国の説明では、1つ目として、全国一律に、法制度として措置するまでの必要性はなくなってきたこと、2つ目として、戦略物資である種子については、民間ノウハウも活用して、品種開発を強力に進める必要があること、しかしながら、3つ目として、都道府県と民間企業の競

争条件が対等になっておらず、表にありますように、稲の奨励品種444品種のうち、民間企業等が開発したものが1品種にとどまっていることなどが挙げられているところでございます。

これらのことから、(4)にありますとおり、種子法を廃止する法律が既に平成29年4月14日に成立しております、30年4月1日に廃止されることとなっております。

3の法廃止を受けた国の対応といたしましては、種子の品質につきましては、種苗法と農産物検査法で担保すること、種子供給に必要な地方交付税は今後とも確保すること、種子生産に関する新たなガイドラインを示すことなどでございます。

4の想定される影響につきましては、原種生産等の義務づけがなくなることによる種子生産の外部化の進行や作付面積の少ない品種の淘汰等が考えられるところでございます。

県としましては、引き続き、原種の生産や種子の開発を継続し、産米改良協会を中心とした現在の種子供給体制を維持するとともに、国に対し、必要な予算の確保を要望してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項につきまして、質疑はありませんか。

○山下委員 まず、確認をしていきたいと思うんですが、全共ですよ。搬入が9月5日ですけども、1,500キロという長距離の移動になるということで、まだ公表されていなければいいんですが、牛が宮崎を離れるのはいつごろなのか、陸送をしながら行くのか、その移動手段についてお聞きしておきたいと思います。

○花田畜産振興課長 ここには書いておりませ

んけれど、先ほど申し上げましたように、9月3日に出発し、陸送ということで今計画しているところでございます。

○山下委員 わかりました。じゃあ、陸送で、そのまま搬入ということですね。

○花田畜産振興課長 9月5日は、もう時間が指定されております。その順番等については、今後、指定があるということですが、9月5日の早朝から搬入ができるということですので、それに合わせてまいりたいと思います。

○山下委員 全国の中で、9区まで全て出品ができる県はどれぐらいありますか。わかっていたら教えてください。

○花田畜産振興課長 調べさせてもらってよろしいでしょうか。

○山下委員 後で教えてください。

全国47都道府県ある中で、長崎大会もそうでしたけれども、出品される県というのは、限られてくると思うんですよ。その中で、皆さん方が調査して、今、一番ライバルとっているところはどこですか。

○花田畜産振興課長 我々、自分のところを頑張るということが一番と考えておりますけれども、やはり、開催県の宮城県はそれなりの努力をされていると思いますし、次期開催県が鹿児島県ということで、閉会式のときに引き継ぎもございますので、そういったところについては、頑張っておられると思います。また、九州では前回、長崎大会が行われて、長崎も内閣総理大臣賞をとった区がございますので、そういったものを含めて頑張っておられるとは聞いております。

○宮原委員 3日に出発して、測定は9月6日となりますよね。移動距離が長いので、かなり体重等の減少があると聞きます。5日に搬入し

て、6日に測定というところで、獣医師さんとか、そういったものも万全の体制で取り組まれると思います。体重の減少をカバーしないといかんですけれど、そのあたりは万全の体制がとれているという判断でいいのかなと思いますが、どうでしょうか。

○花田畜産振興課長 委員がおっしゃるように、獣医師も帯同いたしまして、体調管理については十分注意しながら参ります。

やはり、どうしても、1日間、餌も食わず、飲みもせずということで、体重減少等はありませんけれども、回復に向かうような措置はとられると考えております。

また、加えまして、岩手大会があったんですけれども、そのときも10区中3区はとっておりますので、そういった実績も踏まえまして、今後とも、そういった措置ができるように検討してまいりたいと思っております。

○宮原委員 前にもそういう話を聞いて、水が大事だと聞いたんですが、水はこちらから持ち込みということなんでしょうか。県のほうで、向こうのどこかいい水というのを選定されているのか、そこはどうでしょうか。

○花田畜産振興課長 持って行くものもあるとは思いますが、現地の水も調査しております。こちらと同様の水質と伺っているところでございます。

○宮原委員 同様とのことですが、どこからか調達しようというのも選定をされているということですか。それとも、普通にどこかそのあたりの水を供給されるということになるのか。

○花田畜産振興課長 会場で飲める水が同様の水質ということで考えているところでございます。

○宮原委員 はい、わかりました。

○高橋委員 素朴な疑問でお尋ねなんですけれども、県内家畜の飼養頭数と関連するかもしれませんが、いわゆる児湯の選抜頭数ですよ。これは、西都も含むんですよ。単純に、3という数字だから少ないというイメージを持ったわけですよ。口蹄疫で一時、ゼロになったわけで、今、回復してもとに戻ったんでしょうかね。そういう経過もあって、この選抜頭数が少ないのかなと疑問を感じたものですから、その辺の関係は何かあるんでしょうか。

○花田畜産振興課長 児湯地域につきましては、順調に回復基調にあるということでお考えただいて結構だと思います。

ただ、今回、もともとの出品が2区と3区ということで、ほかの系統雌牛とか、そういったところの出品がなかったことで、頭数的には少ないということでございます。

肉用牛につきましては、それぞれ肥育農家さんをお願いしておりますので、それで選抜に残ったのがこういう結果ということでございます。

○高橋委員 わかりました。いずれにしても、西都・児湯がゼロになって、それから順調に回復をしてきているということで、宮崎全体の畜産レベルは上がっているんだろうなというイメージを持ちましたので、3連覇の可能性は高いなと感じました。

○花田畜産振興課長 先ほどの山下委員からの御質問に回答いたします。

宮城県を初めとしまして、11県が全ての出品区に対してエントリーしているということでございます。

○山下委員 家畜の飼養頭羽数の資料を出していただきましたが、あれだけ繁殖雌牛が減少傾向で、大変心配しておったんです。本県も28

年、29年とふえてきたということで、この要因というのは、肥育の人たちが繁殖まで入ってくるような指導もされてきたと思うんですが、どう分析をされていますか。

○花田畜産振興課長 これまで、TPP対応ということで、クラスター事業等に取り組んできております。畜舎等の整備も進んできていることも含めまして、また子牛も高かったということで、繁殖雌牛が、何とか維持、増頭になったと考えているところでございます。

○山下委員 豚も一緒ですね。設備投資を新たにして、四十何年前の豚舎をつくりかえたりして、規模拡大する状況で、国もTPP対策等の事業に取り組み、それをうまく宮崎県も取り込めたことで、豚とか牛関係でも、これだけ増頭ができたということによろしいですか。

○花田畜産振興課長 委員おっしゃるとおりでございます。非常にここ4年間、畜産物の価格等も好調に推移してきていることも一つの要因でございます。施設整備にも熱が入っているということでございまして、こういった頭数の状況になっていると考えているところでございます。

○山下委員 もう一点、教えてください。

この採卵鶏ですよ。全国の統計を見ても、本県を見ても、かなりふえているようなんですが、これは、鶏卵の状況は、いい価格であるため、生産がふえているという理解でいいのか。

○花田畜産振興課長 おっしゃるとおりでございます。やはりここ4年間、鶏卵価格も好調に推移しております。

ただ、夏場、8月ですけれども、それと年明けの2月、3月は、消費が落ちるということで価格は低下するんですが、卵価安定基金等の発動も非常に少なく、価格が堅調に推移してき

ていることによって、こういった増羽意欲が増していると考えております。

○宮原委員 今に関連するんですけど、この繁殖牛が、頭数はふえてきているんですが、周りで聞くと、子牛価格が高いので、新しく入れかえるのではなくて、高齢なのに、もう一産、もう一産という状況が続いていると聞きます。新しい牛が入ってくるから頭数がふえていくということもあるんでしょうけれど。全体的には、和牛の繁殖雌牛のほうが高齢化しているとも聞きますけれど、現状はどうなんですか。

○花田畜産振興課長 委員おっしゃるとおりでございます。現在10産以上の割合というのが14%と非常に高くなっているところでございまして、今、8万頭という目標に到達したわけですが、そういった高齢牛が、今後、淘汰されていけば、減少ということで、何とか8万頭で食いとめる工夫を今後やっていかなければいけないと考えております。

○宮原委員 はい、わかりました。

○山下委員 口蹄疫で牛と豚を30万頭失ったわけですが、その22年当時のデータからすると、豚と牛はどうですか。

○花田畜産振興課長 牛につきましては、口蹄疫前は30万頭弱おったわけですが、それが、口蹄疫だけの影響ということではなくて、やはりその後の高齢化等を含めまして、減少してきていると。豚につきましても、91万頭ぐらのおったわけですが、それにはまだ追いついてはいないということでございます。

ただし、我々、取り組みを進める中で、生産性を上げていこうということで、例えば、豚であれば、母豚の1頭当たりの離乳頭数をふやしていこうというようなことでの取り組みを進めてまいりましたので、一概に頭数の比較だけで

は考えていないということでございます。

○山下委員 繁殖雌牛はどれぐらいおったんですかね。

○花田畜産振興課長 これは、21年になりますけれども、10万5,000頭おりました。

○山下委員 まだ、口蹄疫が出る前までには至っていないということでしょうけれども、皆さん方の目標というのは、口蹄疫の前に戻そうと、そこまでの意気込みがあるんですかね。

○花田畜産振興課長 先ほど申し上げましたように、生産性の向上ということを念頭において、今、畜産新生プランを進めておりまして、例えば、豚の飼養頭羽数の目標としては、この現状維持でいいんですけれども、肉等の出荷頭数あたりを150万頭ぐらいまで目指しているということでございます。

現状は、130万頭なんですけれども、飼養頭羽数の瞬間的な頭数じゃなくて、生産性を向上させることによって、出荷頭数あたりを伸ばしていこうと考えております。

○来住委員 種子法について、お尋ねしたいと思います。

御報告されましたように、この法案は決定をされたわけですが、ここに法の廃止の理由として3つが挙げられておりまして、私どもとしては、結局、これはどこが目的かと。この法律を廃止するというのは、農家だとか、各都道府県だとか、農業団体だとか、そういうところから出たものじゃないわけですよ。

結局、種子を独占したい企業がここに入りたいというところから、この法の廃止というのがあるんじゃないかなと思うわけです。

実際に、民間がこれに参入できないと言ったりしていますけれども、しかし、それは今の段階でもできないことはない。民間が得ている優良

の奨励品目などがあるんだったら、指定方法などの運用の改定で対応すれば、できないことでもないわけですけど。

それで、例えば、宮崎県でも、ヒノヒカリだとか、そういうものをずっと研究されて、この財産というのは宮崎県民だけじゃなくて、例えば、人類みんなの共通の財産だと思うんですけど、この財産がどこに行くのかなと。いわゆる企業のほうに回っていく心配はないのかなと思うんですよ。

県の今後の対応とも関係するんですけど、そういう点で非常に心配をしているのが一つ、それに対して御意見を伺っておきたいなと思います。今後どうなるのかなと。例えば、皆さんが得ている、ヒノヒカリのノウハウとか、そういう財産ですね。その財産はどうなるのかというのを非常に心配していますけれども、それについてはどうなるんでしょうか。

○土屋農産園芸課長 御心配もあるとは思いますが、国といたしましても、国の試験場であるとか、都道府県が民間活力を活用するという目的で、今回、農作物種子法は廃止になるわけなんですけど、民間と連携して、例えば、研究開発に当たっては、独立法人や都道府県が持っております主要農作物の品種等に関する知的財産が不用意に海外等へ流出しないように、技術や育種素材について目的外の利用を防止する条項を盛り込んだ契約を結ぶ等の知的マネジメントの推進でありますとか、特に海外での品種の登録を推進するなどと言っておりますので、県もそれにならって、しっかり対応していきたいと考えております。

○来住委員 例えば、アメリカでは、大豆をとってみても、1980年代では、各州の公共のところで作った品種が大体7割を占めていたんです

けれど、現在は、バイオ企業の4社だけで80%を占めていると言われております。よく言われますが、野菜の種は非常に高い、もみは公共的なものになっていますから非常に安いんですけど、現実これが民間サイドで、例えば、もみもつくられていくということになると、かなり高い種もみを実際、農家は買わなきゃならんことになるのかなと思うのが一つ。

もう一つは、外国のバイオ企業が直接日本に入り込んでくると。これは、国と国との関係があり、多分、条約だとかいろいろなものがありますから、簡単に自由にすぐ入ってくるというのはないと思うんですけど、その辺はどう理解すればいいのかなと思っております。

○土屋農産園芸課長 まず最初の御質問の民間が開発した種もみは高いのではないかという御指摘でございますが、そのとおりでございます。例えば、大体10アール当たり4キロぐらい種もみを使うんですけども、本県の種もみは、4キロで1,600円でございます。

三井化学アグロという民間企業が開発した「みつひかり」という、非常に多収な品種がございますけれども、これの種もみは同じ4キロで1万6,000円と、10倍いたします。

ただ、普通の水稲の平均反収が530キロ前後と考えたときに、みつひかりは720キロとかいう高収量の品種でございますので、国内で業務用米として栽培をされております。そこはしっかり農家が考えていくべきことかなと考えております。

ただ、県といたしましては、農業者へのそういう影響がないように、今までどおり、原種の生産でありますとか、種子の開発を継続して、産米改良協会を中心とした現在の種子供給体制をしっかり維持してまいりたいと考えていると

ころでございます。

続きまして、外資の参入ということですがけれども、現在の主要農作物種子法におきましても、実は、外国資本の参入とかを防止する規程はございません。

ただ、何でないのかと申しますと、例えば、外資系の企業というのは、海外の穀倉地帯等の均一な気候条件下で、大きなロットでの種子販売を前提に生産を行っていることが多くございます。我が国というのは、北から南まで非常に多様な気象条件の中で、そういう条件に適した多品種が必要になるということございまして、その販売単位が比較的小ロットになってしまうことから、多分、外資系にとっては、我が国の市場というのはそう魅力的ではないのではないかとということで、現時点では、外資はほとんど参入していないという現状でございます。

○来住委員 新聞報道によりますと、中国地方の知事会は、都道府県の役割や、その位置づけの明確化、それから予算確保を求める共同のアピールを出しているようです。

本県の今後の見通しをもう一度具体的に教えてほしいと思います。ここ近年どうこうじゃなくて、10年後、20年後の時点で本県の種子の確保とか、生産とかは具体的にはどうなるんでしょうか。県は、今すぐここから撤退するということはないんですが、今後の展望について、もう少し教えていただきたいと思うんですけど。

○土屋農産園芸課長 先ほど申しましたように、県といたしましては、現在の種子生産の体制を維持していきたいと考えております。

ただ、御指摘のとおり、今回、民間活力を最大に活用するとの趣旨で、種子法を廃止されますけれども、種子は、最も基礎的な生産資材でございますので、農家の方々にこの種子法の廃

止によって不安を与えないように、県といたしましては、本県の農業者が安心して営農に取り組めるように、あらゆる機会を通じて、国に対しても予算の確保をお願いしますし、県自体といたしましても、その取り組みにしっかり邁進してまいりたいと考えております。

○高橋委員 確認しますが、先ほど来住委員の質疑の答弁で、種もみ4キロ1,600円に対して、三井化学が10倍の1万6,000円でしょう。ただ、反収は530キロ対720キロとおっしゃるけれど、単純に10倍近く反収がないと割に合わないですよ。単純にですよ。530キロと720キロだったら、それは1,600円のほうを買いますよね。

ただ、この構図を見ても、課長はこの種子法の今までのサイクルは変わらないからということをおっしゃいますよね。これを前提で話をされているわけでしょうけれど、ただ、現実、種子法が廃止になって、1,600円と1万6,000円だったら、農家は1,600円を買うでしょう。そうなれば民間は潰れますよね。だから、私は、これはどっかでいろんな整理がされるような気がしてならないんですよ。そこがちょっと疑問なんですけれど。

○土屋農産園芸課長 三井化学アグロがつくっております、みつひかりという品種でございますけれども、過去に本県の総合農業試験場でも、栽培試験をした経緯もございます。その中で、みつひかりについては、本県では、ほかの品種のほうがよくという結論も得ているところでございます。

実際に、先ほども申し上げましたけれども、この品種についても全国で広域的にある程度、業務用米として作付されている実態もございます。

今の時点では、法廃止後を見通すことは、非

常に難しいかなとは思っておりますけれども、本県におきましては、やはり農業者が一番でございますので、農業者が不利益をこうむることがないように、しっかりした今の体制を維持していきたいという考えでございます。

○高橋委員 財政措置もするよということも言ってますよね。だから、農産園芸課長も今の体制を維持するとおっしゃるのはよくわかります。ただ、先を見越して、例えば、東京なんかはもう手を引くだろうと言われてますよね。そうすると、私、斜め読みしかしていないけれど、えびのの鬼川さんがきのうきょうの連載で、家族経営で日本の農業は支えられてきたということを書いていらっしゃいますけれど、家族経営、小規模の農家は淘汰されるだろうと、もし、民間活力主導でやっていったときに、小規模農家は淘汰されるんじゃないかということ、私は心配をします。

ただ、今の関係、フロー図があるように、これはこのまま続くんだよということをおっしゃっているから、私が言っていることは、それはないよということになるんですよ。そういう理解で、私はこのまま締めないといかんでしょうけれども。

ただ、このままで、いわゆる附帯決議の部分が守られることは、私はあんまり信用していないし、限りなく民間主導でこの種子生産については流れがつけられるだろうと、そのときに、先ほど私が言った、小規模農家、家族経営はもうだめになってしまう、そのことを私は一番恐れています。

○山下委員 この種子法の問題なんですが、大規模化で法人経営がどんどん多くなっていく中で、一法人で40町歩、50町歩の稲作をやってもらわないといけない時代なんですよ。

そうすると、穀物の需要が物すごく伸びてくるわけですから、そうなってくると、米だけに頼らず、どうしても麦とか、大豆とかを裏作で入れたり、表作で入れたりして、水田営農をやっ
ていかないといけないと思うんですよね。

そういう農業推進をしていこうという中で、この種子法が廃止されるということは、本県にとって、目指す農業の中でのメリット・デメリット。これが廃止になった場合に、どういう施策をもって宮崎県がやっていこうとするのか、そこ辺を教えてください。

○土屋農産園芸課長 平成30年に大きな水田政策の見直しがございます。それもしっかり考えながら、今、法人経営体であるとか、それから小規模農家がなかなか厳しいのではないかと
いう御指摘でございますけれども、そういう場合は集落営農組織も一つの担い手でございます。そういう法人経営体、そして、それに続く大規模経営体、集落経営体、集落営農組織に対して、やはりそれぞれの地域で、主食用米、非主食用米、それから大豆、麦、そして園芸作物等の高収益作物等をしっかり、どういう割合でつくっていくかということ、県としても示しながら、そして地域としても考えていただきながら、しっかりと水田営農を担う経営体を支援していきたいと考えております。

○宮原委員 モーダルシフト加速化事業ですよ。この事業を使って、東九州軸の新たなルートの構築を促進するということで、志布志港であったり、大分港のRORO船をということ
で書いてあるんですが、大分県は大分県で物流を考えているでしょうし、鹿児島県は鹿児島県で考えていらっしやと思うんですよ。だから、そこに宮崎県が割り込んで入ろうという感じですよ。鹿児島県とか大分県の物流というのは、

どんな状況なんですか。

○山本農業連携推進課長 我々がこの大分県の川崎近海汽船のRORO船に着目したのは、昨年10月に就航したばかりで、まだ主な荷主が
決まっていないという状況でございます。今、募集中ということと、全農おおい自体が一つの物流の核になりたいという意向を表明されておりますので、その辺の連携が図れるのではないかと考えております。

それと、志布志のRORO船につきましては、もともとが東京発で沖縄に生活物資を運んでいる船で、沖縄からの帰りに志布志に寄るわけ
ですけれども、志布志で荷を積んで、空きコンテナを少しでも減らそうということ。かなりのコンテナがあいた状態で志布志に入ってきているという情報です。

ただ、この大分県のRORO船は、関東の市場が開場します前日の夜に入りますので、非常に青果物輸送にとってはメリットがあるんです
けれども、志布志のRORO船はどうしても、休市の前の日に入ってしまうということがありまして、これは多分、大規模法人との契約取引とか、要するに、安い海上輸送の一つの手段と
考えております。

基本、大分県につきましては、大分県から瀬戸内海を通過して、関西に運んでいる、割と安い貨物船が多数走っておりますので、そっちが主
体になると思いますけれども、鹿児島県につきましても同様で、鹿児島港から出ていくフェリーがかなりございます。その辺が主体になって
おります。そういう意味では、まだまだ使える余地のあるRORO船が見つかったという状況でございます。

○宮原委員 鹿児島県であったり、大分県は船として別ルートを持っていると。新しく新規に

動かしているんで、そこに乗っかろうということなんですね。

ちなみに、宮崎が一番荷を集めやすいということであれば、このRORO船が宮崎港から出てもいいんじゃないかと思うんだけど、そのあたりはどうなんですか。

○山本農業連携推進課長 それは、官民を挙げて誘致したいところですけども、大分県は横断道を持っていらっしゃるんですよね。それがあから、佐賀県の鳥栖が九州の物流拠点になっていますので、鳥栖と大分を結ぶという横軸で大分を選ばれたんだと思います。

それから、志布志につきましては、都城の高規格道路が抜けるということもございますので、やはり一つの大きな拠点になっていくという話になると思います。

これが両方とも宮崎発になってくれるといいんですけども、宮崎港は天然の港とは異なりますので、なかなか大型船が入らないという現実がございます。そうしますと、細島港なり、油津港ということになっていきますけれども、この辺の活用については、十分検討する余地はあると思います。

○山下委員 先ほど畜産のほうで説明いただきました、畜産物がブロイラーにしても、卵にしても、肉にしても、かなり生産が上がってきているんですが、結局、宮崎カーフェリーが中心に運用されていると思うんですよね。その場合に、RORO船を代替で、運びきれないものを回していこうということでしょうけれども、このRORO船は、航行時間というのは、カーフェリーとは時間が違うんじゃないですかね。RORO船は、そんなに速くないという話を聞いていますけれど。

○山本農業連携推進課長 カーフェリーは宮崎

と神戸を約12時間で結びます。このRORO船は、大分―清水を週3回、20時間で結んでおります。それから、志布志―東京を週3回、25時間で結んでおります。

○山下委員 時間がかかるということなんですよ。結局、陸送で行く時間を合わせたら、京浜まではそんなにかからないのかなと思うんですが、今、本県の青果物の物流を見ていて、RORO船をトラック業界の皆さん方が使う価値というのは、あるんでしょうか。どういう見通しになっていますか。

○山本農業連携推進課長 先ほどの補足をさせてもらいます。

うちのカーフェリーを使った場合は、神戸に揚がりますんで、神戸から陸送ということになります。それを東京に運ぼうとすると、大体22時間半ぐらいかかっているという形になります。それと、先ほど25時間なりが比較されるということになります。

RORO船をどう使っていくかという話ですけども、県内のトラック事業者がRORO船を使おうとすると、シャーシしか載せませんので、トレーラーのヘッドとドライバーを陸揚げする港に待機させておかなきゃいけない。そして、シャーシをおろしていくという形で、かなり大がかりな準備が必要になってきます。要するに、他県の物流業者と組むか、自分で支店を出して、そこで待機させるという仕組みが必要になってきますので、このRORO船は使えるということがわかったからといって、一朝一夕にRORO船に簡単にシフトできるわけではございません。だけれど、我々としましては、一つ、その可能性があるという話は、しっかり試験をしていきたい、確認しておきたいというのが今回の事業になっております。

○井上委員 青果物の輸送というのは、これはもう宮崎県の課題であるわけで、宮崎の港からどんどん出させていただきたいし、宮崎のトラックをどうするかという話とかが出ると思うんですね。

今、山下委員から出たところを、もっと具体的に、私たちが納得いくようにと言ったらおかしいんですけど、期待するがゆえに、もうちょっと丁寧な説明をしてもらいたいなと思うんですけど。

○山本農業連携推進課長 本県の青果物輸送の最大の問題点は、県内に13のJAがございます。それから、たくさんの大規模法人がございますけれども、そのそれぞれが自分たちでトラックを調達したりして物を運んでいるという状況でございます。本来であれば、13JAが県内の何カ所かの物流ターミナルに荷物を集めて、コンテナを満載して運ぶというのが基本だと思います。しかしながら、現状では、コンテナがいっぱいになることなく、それぞれで運んでいるという状況で、これが物流コストを押し上げている最大の要因になっていると考えております。

その上に、トラック業界のドライバーがなかなか確保できないという状況で、運びづらいという状況になっておりますので、どうしても、我々としては、モーダルシフトという形で海上コンテナをしっかりと埋めていく仕組みづくりを今後つくっていかなくちゃいけないと考えています。

青果物を1カ所に集荷する場合、大規模な予冷施設が必要になるんですけども、この予冷施設の整備が、本県、非常におくれておまして、本年度、どこにどれぐらいの予冷施設があるかということをしっかり調べる取り組みを、今、やっております。その上で、どこにどれぐ

らいの予冷施設を新たに整備すればよいかという青写真を書いた上で、本当のモーダルシフトを構築していくことになると思います。

あわせて、県外のRORO船の可能性というところも調査しておく、どこにどんな施設をつくっていけば、これからの青果物輸送が安定してやれるかというところが見えてくるのではないかなと考えている次第です。

○井上委員 つまり、今回は輸送試験の実施みたいな形になっていますよね。だから、そこは丁寧に、一つ一つのデータというのを大事にさせていただいて、そして、先ほどから出ているように、宮崎港というのが、本当にいろいろな意味で問題点があるのは事実なので、そこあたりを含めて、どう早く大消費地に届けるのかと。

この書きぶりによると、事業効果というのは非常に高いんだということが書いてあるので、その効果が出てくる、また、荷もあると理解していいということですか。

○山本農業連携推進課長 自分で書いておいてびっくりするような数字ですけども、目指していきたいと考えております。

トラック協会の方々や、それから京浜地区に荷物を送っているトラック事業者との意見交換というのを今、進めておりますけれども、やはりかなり厳しいという現実がございます。

一方で、家畜にしても、青果物にしても、安定して運ばなければいけないという責務がございますので、これぐらいのスピードで物事を考えていかないといけないんだろうと考えております。しっかりやらせてもらいます。

○井上委員 私は、6月の議会で物流の問題、トラック問題を取り上げさせてもらったんですが、農政だけでやれるということではないけれども、この物流の問題というのは考えていかな

いと。もっとトラックのところについても、具体的にどうしていくのか、それから宮崎港をどうしていくのか、細島をどうするのかということは議論されないといけないのではないかと思います。

これは、いい提起がされているので、300万の予算でこれほどのことができれば、なかなか捨てたもんじゃないなと思ったところですが。

もう一つは、バス事業者が貨物自動車運送事業許可を取得した場合にという、10ページ目の下のところに書いてあるこの問題点のところなんだけれども、これは、もう現在、参考として27年からやっているこの状況の中で、これだけで十分やれるということですか。それとも、もっともっとここをふやしていかないといけないということですか。

○山本農業連携推進課長 これまで、バス事業者は350キロまでの貨物であれば、積載することができました。バス事業者ですから、要するに、旅客の許可はとっているわけですがけれども、貨物輸送の許可はとっておりません。350キロを超える場合は、この貨物自動車運送事業許可というものをとれば、要するに、1トンでも運べる状況になるということです。

表のほうを見ていただきたいんですけども、かなり大規模な規制緩和がされることになっております。乗り合いバスだけではなくて、貸し切りバス、タクシーについても、この貨物自動車運送事業許可をとれば、お客さんと一緒に貨物が運べるという形になりますので、いろんなタクシー等が出てきてもおかしくないのかなと考えます。

それから、一番右側は、トラックによる旅客輸送ということで、貨物自動車運送事業許可をとっているトラック事業者が、旅客の許可をと

れば、トラックで人が運べるということも、いずれも過疎地域のみなんですけれども、規制緩和がされることになっておりますので、地域地域でしっかりと状況を見ながら、どの事業者と組むのかということもしっかりと検討しながら進めていく必要があるんだろうと考えております。

○井上委員 中山間地域型モーダルシフト促進事業はやっていかないといけないところなんだけれど、中山間地域の市町村との連携というか、そこに丁寧な説明をして、具体的に使うというか、具体的に動いていくと、集荷の問題とかが改善されるとするならば、もっと荷を集めることも可能になってくるわけで、思いがけない効果が出せるようなシフトの実験の仕方というか、それをやってみてもらって、その効果がどんなふうにかかせるのかというのは、今後、課題でしようけれども。ただ、問題は、青果物輸送のモーダルシフト全体が、きちんと市町村の頭の中に入らないと、なかなか動いていかない可能性があるのですが、ただ、荷物が運ばますよという話だけではだめなので、きちんとそのあたりを丁寧にさせていただくといいのかなと思います。それを期待したいと思います。

○山本農業連携推進課長 委員御指摘のとおりでございます。絵に描いた餅にならないように、しっかり話し合いながらやっていきたいと思っております。

そもそもこの中山間地域のモーダルシフト促進事業というのは、国交省のこういう通達が出るなどということは想定せずに、宮交とヤマト運輸の取り組みを参考にできないかと組み立てた事業です。

なぜ、尾向地区なのかといいますと、この地区は夏から秋にかけてトマトとか、ホウレンソ

ウの産地なんですけれども、現状は、椎葉村とJA日向がお金を持ち出しまして、2トントラックで集荷をして回っていると。それをJA日向の椎葉支所で検品をしまして、そこから今度は、矢立地区から4トントラックも走ってくるんですけれども、その矢立地区から走ってくる4トントラックに詰め合わせて、諸塚で再度、荷を積んで、日向の選果場に運んでいるという実態があります。

これに、JA日向と椎葉、諸塚、美郷、日向市が連携してお金を出しているんですけれども、大体1,400万弱ぐらいかかっているという状況でございます。これを宅配事業者とか、バス事業者を活用して何とか避けたいと、当然、農家負担もございますので、そういうところから、現場発の提案で始めた事業でもございます。

○濱砂委員 これは、なかなかいいことなんですけど、中山間地域は、農業サイドから考えたら出荷もそうなんですけれど、地域の人たちは、購入したのも運んでもらいたいんですよ。これは、逆はできないもんですか。

○山本農業連携推進課長 ヤマト運輸さんが集めますので、当然、双方向になると思います。

○濱砂委員 例えば、高齢者の方が電話で発注する。それを、逆に、今度は持ってきてもらう。出荷するものももちろんそうだけれど、空にしないように両方、荷が積めるということとはできないもんですか。

○山本農業連携推進課長 ヤマト運輸や佐川等もやっているんですけれども、全国でこういう貨客混載という取り組みを進めていらっしゃいます。宅配事業者にとっての最大のメリットは、例えば、今、高千穂町と延岡市をバスで結ぶ事業をやっているんですけど、今までは、高千穂担当の宅配ドライバーがお客さんを回っ

て集荷し、延岡まで走っていたんですね。当然、高千穂にいる時間が短い、満足なサービスができないという実態がありました。これを、バス事業者に置きかえますので、高千穂ー延岡間を往復しなくていいというメリットが、高千穂でのサービス向上になるというところに、宅配事業者は非常にメリットを感じていると伺っています。

ですから、当然、双方向のサービスも充実していくということになると思います。

○濱砂委員 沖縄あたりは軽貨物というのがあるんですよ。トラックにお客さんと品物を一緒に乗せて走る。この、いわゆるトラックによる旅客運送というのは、宅配業者にもお客が乗れると、そういうことでいいんですか。例えば、軽トラックがタクシーの運用と同じようなことを沖縄はやっているんですよ。

○山本農業連携推進課長 理屈上は許可をとれば、可能になると思います。

○日高副委員長 もう時間が来ていますので、早目にしますけれど、先ほど海上コンテナを埋めていくというのが最大の課題だと、13のJAがそれぞればらばらに出荷しておって、一つ拠点でもあればいいのになというちょっと踏み込んだ話をされて、いいと思うんですけど、県の総合交通とか、県土整備のポートセールスも含めて、今まで何で課題について集約してこれなかったのかというのが疑問なんですよね。その頭に立ってやるのはどこなのか、ポートセールスなのか、それとも総合交通なのか。ここは大きな問題で、今までこれに取りかかってこなかった、野放しにされていて、今、そういう課題があるということ自体が、行政の縦割りの中で横串をこれまで確実にやってこれていなかったという問題じゃないかなと、すごく危惧したと

ころであります。

それと、さっき、RORO船とフェリーの話もあったんですけど、基本的には、RORO船というのは将来的には来るだろうと、私は思っているんです。というのは、運転手がいなくなるんですよ。運転手と一緒に船に乗ってそこまで行くというのは、お金がかかって人がいないというわけですから、シャーシを載せて、向こう側にヘッドがあると。ヘッド会社が確実に契約をとれば、そこで待っていて、シャーシを載せていけば、人も要らない。多分、将来的には、この部分については、このRORO船型に確実に becoming のかなと、私は思っているんです。当然、そういう考えもあると思うんですよ。その辺も含めてどう考えているのか、お示しいただきたいと思います。

○野口農政水産部次長(総括) まず、第1点目の全体的な物流対策の横串ということでございますけれども、まさに、副委員長の御指摘のとおり、総合政策部が交通物流対策推進本部という窓口を持っております。実際、農産物で言えば、農政水産部、それから港湾の整備等のハード部分については県土整備部ということで、ばらばらでございますので、それにつきましては、従来から交通物流対策推進本部を立ち上げてやってきておるんですけども、それが十分機能してきたかどうかというのは、まさに御指摘のとおりであります。

そういうこともしっかり踏まえまして、二、三年前から、まずしっかり関係者が集まって、例えば、トラック業界、農業関係、荷主さん等が集まって、しっかり意見交換をしようとするところからスタートしたところからあります。

そういう意見交換の中で、先ほど課長が申し

上げたような課題が見えてきておりますので、そこについては、しっかり交通物流対策推進本部を通じて、対策を講じていく必要があるかと思っております。まさに、御指摘のとおりであろうと思っております。

それから、RORO船の関係でございますけれども、先ほど課長が申したとおり、RORO船を進めたいけれども、いろいろ課題があると申しました。確かに、農産物については、横揺れもありますので、物もちの問題ですとか、それからシャーシを使いますが、乗れるドライバーが12名までだったと思っておりますけれども、どうしても現地で、そういった取引のある企業でないとなかなか使えない、そういう課題もございます。

また、一方で、下り荷がなかなか難しいのがあります。しかしながら、RORO船は、フェリーと比べて非常に価格が安うございますので、そこはしっかりフェリーと補完、両立ができるような体制づくり、そういった観点から、もちろん、宮崎港への荷寄せも大事でございますけれども、なかなか時期的なもの、地理的なもので補完できないものがございますので、課長が説明しましたような、細島ですとか、大分ですとか、志布志、そういったものを活用した取組もこれから、このモデル事業を通じて考えていく必要があると思っております。

○日高副委員長 昔から輸送園芸という言葉があると思うんですけど、宮崎と東京は離れているから条件が不利なんですけれども、これを近づけるためにということもいろいろと課題だと思っておりますが、言ってみれば、東京の市場に3日出しをどの程度できているかというのが問題なんです。もうほとんど限られている数字しか出てこないんじゃないかなと、将来的に大消

費地に宮崎の青果物を持っていく、また農産品をどう運ぶかというところは、大きな課題ということでもありますから、やはり具体的に、宮崎の海上交通をどうしていくというビジョンをどう示すのかというのは、宮原委員が言われたとおり、よそをあてにしていいいのかと。本格的にどう取り組むのかってしていかないと、これから宮崎の将来はないと私は思います。それについて、最後、考えがございましたら。

○野口農政水産部次長(総括) 総合政策部との意見交換、交通物流対策推進本部会議の部会等もありますので、しっかりその場で、我々農政サイドのほうからも意見を申し上げて、一緒に連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

○後藤委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時23分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

引き続き、報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○鈴木新農業戦略室長 新農業戦略室から、日EU・EPA経済連携協定交渉について御報告いたします。

まず、冒頭、資料の修正が1点ございます。御説明させていただきます。

資料の13ページをごらんください。

3、大枠合意の概要、(1) 輸入の豚肉につきまして、1つ目のぼつの下に2つの括弧で、「524円/kg以上の輸入豚肉」、その下の行、「524円/kg以下の輸入豚肉」とございますが、上の段の「524円/kg以上の輸入豚肉」の記載は、「以上」ではなくて、「524円/kgを超える」が正しい表記でございますので、その点、修正をさせていただきます。大変申しわけございません。

以上の点を踏まえまして、同じく資料13ページに基づき説明をさせていただきたいと思っております。

日EU・EPA交渉につきましては、2013年4月から4年以上の交渉を政府で行ってまいりまして、我が国の農林水産業の再生産を確保するという観点から、4年の交渉を行い、本年7月7日に大枠合意に至りました。

大枠の合意の概要でございます。

3、(1)の輸入部分について、豚肉、牛肉、乳製品、林産物、水産物について、それぞれ記載してございます。

詳細につきましては、資料をごらんいただければと存じますが、大きな考え方としましては、TPP協定並みのレベルでの合意に至ったということをお願いして、例えば、豚肉ですと、差額関税制度の維持を勝ち取ったのですとか、牛肉につきましても、輸入急増に対するセーフガードを確保したということになってございます。

1点、チーズにつきましては、TPPより少し踏み込んだ関税の撤廃ということもございまして、横断的な関税割り当ても確保し、また、枠数量につきましても、国内の生産と両立できる範囲にとどめたと報告を受けてございます。

他方で、輸出面につきましては、緑茶、花卉、牛肉、ブリ、林産物等での関税の即時撤廃を勝

ち取ることになりまして、本県生産物の輸出につきましても、今後、チャンスがあるのではと考えてございます。

いずれにしましても、現在、国に対しまして、大枠合意に関する詳細な内容、影響等の説明を求めてございます。特に、影響・評価につきましては、TPPのときのように、まだ統一的な指標等が示されてございませんので、それらを踏まえながら、今後の国際競争力の確保に向けた攻めと守りの対策を実施してまいります。

また、県内の生産者の皆様方が不安にならないような丁寧な説明を行っていきたくと考えてございます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について、質疑をお願いいたします。

○山下委員 ことし、トランプさんが政権をとってから、TPPの問題が頓挫しましたが、先ほどもありましたけれども、国内農業は、TPP対策等でかなりの予算投資をしながら、その対策を講じてきたと思うんですよね。それが頓挫した中、一挙にEPAが合意に至ったということで、農家の皆さんがなれているのかどうかわかりませんが、グローバルで物が動くということを、何カ年かの経過の中で、もう今からはこういう時代になってくるんだなという認識も、宮崎県内の農家に出てきていると思うんですよ。

その国際化に打ち勝つための生産力を高めていこう、経営改善をやっていこうという認識も出てきていて、そんなに皆さん心配されていないのかなと思うんですが、ことしは、TPP対策の予算とか、いわゆる産地パワーアップ事業の予算等がかなり目減りしてきているし、TPPが頓挫したことで、目指す方向がなかったん

です。

農家にも国際化に打ち勝つためのさらなる投資意欲もあるだろうと思うんですが、EUとのEPAに向けた宮崎県の新たな方向性、その認識をお伺いしたいと思います。

○鈴木新農業戦略室長 今、山下委員から御質問いただきました、産地パワーアップですとか、まさにTPPを踏まえた対策につきましても、政府のTPP大綱に基づく対策を本県でも受けて進めてございます。

例えば、産地パワーアップ等につきましては、実際、生産者側からの要望等は引き続き多いと聞いてございますので、本年の国に対する要望におきましても、しかるべき予算措置を依頼するとともに、本県の中で意欲ある方、やる気がある方を優先的に取り組みまして、海外も含め、外へ打って出るような体制づくり、体力強化を行っていきたく。それを踏まえて、昨年度、新たに作り直しました第7次の長期計画の後期計画に基づきましても、国際競争力というのを前提に置いた計画になってございますので、これから、EUを踏まえた要望というものもありますし、チーズ等の乳製品等もありますが、それらも含めて、山下委員が、地元の方が変わってきているとおっしゃったことについては、本当にありがたいことでございますし、かつ、そう思われていない方にも、そういう情勢の変化というのは、丁寧に御説明をして、長期計画に基づきまして、そういう国際競争にものまれない、そこを超えていけるようなしっかりした体力づくりを目指していきたくと考えてございます。

○山下委員 宮崎県でEUのEPAについては、一番利益があるというのが豚肉、乳製品だということが言われているんですよね。だけれど、

宮崎県の場合は、加工向けというのはほんの一部であって、そんなに利益はないと思うんだけど、結局、利益が出るのは北海道なんですよね。北海道がもう8割、加工をやっていますから。チーズ業との競争が激しくなってくると、結局、溢れた牛乳が、加工向けに行っていたものが、飲用で回ってくると。多分、九州まで飲用が来るだろうという懸念なんですよね。そうなった場合に、酪農家の一番の安定収入である飲用向けが値崩れしてくる可能性があるということは、酪農家の一番の心配なんですよね。その認識はどのように持っている。

○花田畜産振興課長 委員おっしゃるとおり、北海道が加工向け85%でございます。本県につきましても、意外と高く4割が加工向けに回っているという現状でございます。

その中で、乳価はやはり生乳で流通しないと加工向けは非常に安うございますので、そのために、原料乳の価格安定制度もある中、法律が今回変わったということもございまして、非常に酪農家さん、不安を持っていらっしゃるという現状もございます。

そういったことも含めまして、我々のほうでは、何とか安定した生産を含めてやっていけるように、先ほど申しましたクラスター事業等を進めているところでございますけれども、やはり将来的にわたって安いものが入ってくれば、どうしても値崩れを起こしてしまうという心配をしているのが現状でございます。

○山下委員 先ほどの報告事項の中であったように、酪農だけが頭数が減少なんですよね。全国的に見てもそうだし、本県の状況を見てもそうなんですけど、なぜかという、結局、酪農の場合は、余りにも仕事量と、繁殖管理から何かから、プロの集団でないといけないということ、

企業経営ができないということなんです。ほかの豚とか、鳥とか、牛関係は、ある程度雇用を入れた、企業経営体が導入できるんで、どんどん生産基盤は上がってきていると思うんですが、酪農の場合は、家族経営体を中心なんです。だから、例えば、後継者がおっても、やれる規模というのは、限度が出てくるんですよ。

そうなったときに、やはりEPAの中で、これがもう合意に至ったわけですから、酪農家の不安が出てくるのかなという思いですので、せっかく家族経営体で支えている酪農家に、新たな目標設定とか、自信を持ってやれるんだよとか、そういう指針を示していかないと、まだこの頭数の減少というのが、不安を持ってやると、大きくなるのかなという思いですので、農業高校、農業大学校、そういう教育機関の中でも、将来の展望を明るく見通せるような情報ネットワークをとって、教育してくれるとありがたいかなと思うんですけど。

○花田畜産振興課長 委員おっしゃるとおり、酪農については、一度産ませて、乳を搾るという2つの作業が伴いますし、非常に技術力が要るということもでございます。

また、今、委員おっしゃったとおり、労働時間についても2,000時間を超えるということで、非常にハードな仕事だという特殊性があるものですから、どうしても、今、全国的に見ても減少傾向ということでございます。

そのようなことを少しでも楽にするために、作業の外部委託化なりというようなことで、TMRセンターというのを今、御検討いただいているところもございまして、あと、ふん尿の処理をいかに共同で行うか、あるいは共同でメガファーム等をつくっていったらどうかとか、そういったことも含めまして、いろいろ御検討を

いただいている状況もございます。また、学校におきましては、酪農家の学生さんについては、やはり希望を持って行えるように、また、3年後には、全共が都城であるということで、畜産って、カッコいいなというところも見せながら、後継者育成についても努めてまいりたいと考えております。

○山下委員 お願いをしておきたいと思うんですが、都城に酪農公社がありますよね。経営改善も進んで、いいぐあいになってきたと思うんですが、やはり、そういう拠点をしっかりとつくって、生産基盤を安定させるためには、メガファームみたいな、そういう農場をみんなで何らかの形をつくっていくことも大事かなと思っているんですよね。ぜひ、よろしく願いします。

○高橋委員 今後の対応のところで、本県への影響を整理し、対応について検討していくということで、数字を比較しないとなかなかぴんとこない部分があるんですね。

ただ、一般論として、牛肉、豚肉で言うと、店頭で見るとやっぱり安いわけですね。これで関税がかかっている。だから、関税を撤廃すれば、ぐんと値段が下がることがわかるわけですよ。

数字で、今、控えていれば教えてほしいんですが、参考資料の2ページに、豚肉、牛肉の、米印ですね、従量税削減部分の発動基準数量は、5年目で幾らとか書いていますが、輸入している今の現状を、それぞれ参考のために数字で教えてください。

○花田畜産振興課長 自給率でよろしいかと思うんですが、現状、豚肉については自給率が51%しかないということで、半分は輸入している現状でございます。

牛肉については、4割の自給率しかございませんので、6割が輸入に頼っているという現状、牛乳、乳製品についても62%の自給率しかないというのが現状でございます、それ以外のもは輸入されているという状況でございます。

○高橋委員 トン数で言ってもらえるとわかるんですが。ちょっとぴんとこないもんですから。

○花田畜産振興課長 トン数ですね。ちょっとお待ちください。

○高橋委員 例えば、林産物とか水産物も、価格差ですよ。いわゆる、輸入物と国産物の店頭並ぶ価格差です。参考のために、林産物と水産物を教えていただけるとありがたいんですが。

○花田畜産振興課長 日本で消費されているのが、28年ですけれども、全体で85万トンございまして、そのうち52万6,000トンが輸入されているという状況でございます。

豚肉につきましては、177万1,000トンが消費されておりまして、輸入が87万7,000トンというようなことでございます。

○日高みやざきスギ活用推進室長 木材につきまして、説明させていただきます。

今回のEPAについては、集成材の関税が撤廃されることになるんですが、多くがEUから構造用集成材が輸入されています。これは、住宅の柱に使われているところなんですが、大体、体積、立方で言いますと、輸入集成材が5万5,000円程度します。3.9%の関税がかかっておりますので、これが撤廃されますと大体2,000円程度、立方で下がると。

もう少しわかりやすく言いますと、1本当たり、大体、輸入集成材の価格が1,800円から1,900円になっております。国産の集成材の場合が1,700円から1,800円ということで、市場では、

外材と国産が100円、200円の世界で競争しているところなんですけど、この3.9%が下がりますと、輸入集成材が大体70円、80円ぐらい安くなるということでございまして、さらに競争が激化すると見ているところでございます。

林産物については、以上でございます。

○毛良水産政策課長 水産物でございますけれども、EUからは現在、全体の半分近くが、クロマグロが輸入されております。これは、高級なすしネタ、刺身商材ということで、キロ当たり3,000円弱ぐらいしてございまして、そういう価格で店頭で並んでいるということでございます。

国内のクロマグロというのは、かなり漁獲量が少ないという現状でございますので、商品として、店頭には、きっちり、別物として並んでいると考えておりますので、単純な比較ができないということでございます。

○高橋委員 いろんな影響を早く出していただくことが、農家の方々の安心につながると思うんですよね。それとあわせて、いろいろとまた対策をとるんでしょうけど、いわゆる牛肉、豚肉のマルキン、経営安定対策ですね。そういったことで、一方で、税金がそこに行ってしまうという、私たちもいろんな心配もするわけで、いずれにしても、今後の対応にありますように、本県への影響を早急に出していただきたいということを要望したいと思います。

○濱砂委員 参考資料の5ページに、輸出の項目が載っているんですが、12品目のうちの4品目は、輸出解禁に向け協議中ということでありますので、あとの8品目は、本県にかかわりの深いものはどういうものがあるんですか。

○山本農業連携推進課長 今、本県からEUに向けて輸出しているものは、水産物、ユズ加工品、牛肉、それから、最近では、花を輸出して

おります。

お茶とかはすぐ出せますので、それから水産物についても、撤廃されると非常に有利になると、企業も見ているところです。この辺は、早く整理することで輸出はかなり伸びていくものと考えております。

ただ、港から出ますと輸送に1カ月かかりますので、それに耐えられる農産物となりますと、加工品が主体になるのかなと考えております。

○濱砂委員 品目が出てきている水産物はホタテ貝だけなんですけれども、ほかのものも含まれるんですか。

○山本農業連携推進課長 そこにありますように、ブリが入っております。

○濱砂委員 お茶と水産物ぐらいなんですか。

○山本農業連携推進課長 2年前だったか、牛肉が規制緩和されて輸出ができるようになりまして、その瞬間にかなりのロットがEUに入るようになりました。本県からは、まだロットは少ないんですけども、そういうことを考えますと、牛肉もかなりの勢いで入ると思います。

そこにありますとおり、牛肉は、第三国リストに日本が載っておりますので、輸出ができるんですけども、豚肉、鳥肉、鶏卵については、まだEUのほうの輸入国として日本が載っていないということになっていますので、そのあたりを、今、調整をしていると伺っております。

○濱砂委員 単純に考えますと、お茶なんかは、軽いし、量も少ないから、割と輸送コストがかからないんじゃないか。ここの肉類とかいうのは、ヨーロッパまで運ぶ輸送コストを考えたときに、本県にどのくらいのメリットが出てくるのかなと思ったもんですから、その辺どうなんでしょう。

○山本農業連携推進課長 EUは、やはり食の先進国が多うございますので、お茶にしましても、有機茶でないとなかなかとっていただけない、それから加工する工場につきましても、HACCPの認証が要るとか、いろんな表に出てこないハードルがございます。

一方で、食肉につきましては、凍らせた形で輸送しますんで、青果物と違いまして、一定の流通形態ができております。今度、ミヤチクさんもEU向けの施設もつくられますので、その辺を考えますと、しっかりとしたマーケティングをしていけば、伸びるのではないかなと考えております。

○濱砂委員 東南アジアと違って、非常に国民所得の高い地域ですから、ある程度、期待もできるのかなとは思うんですけれども。わかりました。期待しておきます。

○日高副委員長 例えば、牛肉をEUに送ると何日かかるんですか。

○山本農業連携推進課長 海上コンテナで送ることになると思いますので、やはり1カ月前後かかると思います。

○日高副委員長 飛行機では運ばないんですかね。

○山本農業連携推進課長 飛行機で運ぶものも、今のところ、多うございます。ただ、飛行機で運びますと、コストが10倍以上違うという実態がございます。さらに、着いた後の流通に乗せる段階というところにかかなりの企業、業者さんを入れないと、物が流れていかないという実態がございますので、一概に飛行機だから、簡単に輸出ができるという状況には、EUはないと聞いています。

○日高副委員長 ということは、おとし、EUに行きましたよね、宮崎牛が評価されたって。

あれは、どう考えればいいんですかね。実際、物は行かないんですよ。

○山本農業連携推進課長 ミラノ博なり、それからその後の食博に本県から企業が参加しました。

その結果なんですけれども、例えば、県内の漬物業者の方は、ことし、話がまとまって、スペイン等への輸出が始まったり、いろいろパイプがつながるといことで、いろんな可能性が広がってきていると伺っております。

ドイツに輸出コーディネーターを置いてますので、その方を中心にした販路をつくっていくということが、まず最初かなと考えます。

○日高副委員長 海上輸送で1カ月かかるんですよね。でも、肉は、例えば、冷蔵・冷凍ができますよね。そしたら、1カ月もあればもう賞味期限が切れるんですよね。

○山本農業連携推進課長 基本、枝で、ブロックの形で冷凍しておけば、賞味期限は切れないと考えますし、現状は、エアで飛ばしています。まだロットが少ないんで、コンテナを満載するほどの取引がございませんので。

○日高副委員長 冷凍すればもつんですね。どれくらいもつんですか、冷凍で、実質。

○花田畜産振興課長 済みません。ちょっと詳細は今わかりません。申しわけございません。

○日高副委員長 わかりました。いいです。

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時52分再開

平成29年 7月19日(水)

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして、
本日の委員会を終わります。

午前11時52分閉会